

仕 様 書

1 件 名

生産性向上のためのIoT・AI、ロボットの導入支援事業に係る事例紹介動画の制作委託

2 目 的

IoT・AI機器、ロボットを導入することで生産性の向上等を図っている中小企業的事例紹介動画（以下、事例動画）を制作することで、都内中小企業に対するIoT・AI機器、ロボット等の導入機運を高めるとともに、東京都中小企業振興公社（以下、公社）が実施する生産性向上のためのIoT・AI、ロボットの導入支援事業（以下、当事業）の認知度向上及び利用促進を図ることを目的とする。

3 委 託 内 容

事例動画を以下のとおり制作するもの。

(1) 予定制作本数

- ・ 予定制作本数は4本とする。
- ・ 1本的事例動画に対して、ロングバージョン（5分程度）とショートバージョン（1分程度）の2つのバージョンを制作する。

(2) 制作物の概要

- ・ 都内中小企業を対象に、IoT・AI機器、ロボット等を導入している中小企業（以下、事業者）の生産現場の様子や経営者・社員のインタビュー、当事業の概要を伝えることで、IoT・AI機器、ロボットの有効性を分かり易く伝えるとともに、当事業の利用を促進する内容とする。
- ・ 会社のホームページやYouTubeなどの媒体、セミナー・展示会などにおいてプロジェクトやデジタルサイネージ等で配信することを想定したものとする。
- ・ 映像サイズは1920×1080ピクセルとする。

(3) シナリオの作成

- ・ 事前打合せの内容を踏まえてシナリオを作成し、公社の承認を受ける。

(4) 撮影を行う事業者への取材調整

- ・ 決定したシナリオをもとに、事業者へ連絡を行い、取材の趣旨を説明し了解を得たうえで、撮影のスケジュールなどを調整する。
- ・ 事業者への取材は、IoT・AI機器、ロボットを導入して生産現場で活用している中小企業とし、4社へ取材を行うものとする。
- ・ 4社の取材場所は、原則として東京都を想定しているが、最大で2社においては神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県の7県において取材を行う場合もあり得る。ただし、宿泊を伴う取材は行わない。

(5) 動画素材の撮影、収集及び整理

- ・動画制作に向けて、事業者取材に行き、稼働中のIoT・AI機器、ロボット、中小企業の経営者・社員へのインタビュー、その他必要な動画素材の収集を行い、必要な動画を抽出して素材の整理を行う。
- ・撮影は公社の承認を受けたシナリオに基づき行う。
- ・撮影スタッフは、ディレクター・カメラマンの2名以上とし、撮影においては、ディレクターが適切な現場演出を行う。
- ・撮影にかかる機材はハイビジョン業務用機器を使用する。
- ・撮影に伴う機材費、車両費、交通費などは受託者の負担とする。
- ・撮影には、公社担当者が立ち会うものとする。
- ・撮影は、1事業者当たり最大2日程度とする。

(6) ナレーション原稿の作成

- ・撮影した動画及び収集した動画素材、シナリオをもとにナレーション原稿を作成し、公社の承認を受ける。

(7) ナレーション録音

- ・ナレーターの手配、収録スタジオを用意のうえ、承認を受けた原稿に基づきナレーションの録音を行う。
- ・ナレーターは経験年数5年以上のプロナレーターとすること。

(8) 仮編集

- ・シナリオ、動画素材、ナレーション等をもとに編集を行う。編集は、タイトルテロップ、BGM・効果音等を付加し、公社の確認を受ける試写（編集確認）を実施する。
- ・試写は3回程度行い、公社の承認を得る。

(9) 本編集

- ・公社の承認を得られた仮編集をもとに本編集を行う。

4 納品

(1) 納品物

- ・事例動画のデータを保存したDVD
- ・WEB掲載及びPC再生が可能なフォーマットの動画データ（MOV形式とMP4形式）
- ・シナリオ原稿
- ・ナレーション原稿

(2) 納品場所

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階
公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部経営戦略課

(3) 納品期限

令和3年3月31日

5 契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

6 支払条件

検査完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内とする。

7 暴力団等排除に関する特約条項

別紙「暴力団等排除に関する特約条項」のとおり

8 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額又は特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。

9 所有権・著作権等の帰属

受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に譲渡すること。また、公社及び公社が指定した者に対し著作権人格権を行使しないものとする。当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと。

なお、上記譲渡及び不行使の対価は契約金額含まれる。

10 新型コロナウイルスの感染拡大防止策

全ての本業務委託従事者に対して、手指のアルコール消毒や咳エチケットの徹底、手洗いうがいの励行、正しいマスクの着用など基本的な感染症防止対策を行うこと。ま

た、体温測定や体調確認を行うとともに、出勤前の検温、十分な栄養摂取、睡眠時間の確保などの周知徹底を図ること。

なお、体温測定の結果、全ての作業従事者等に37.5 度以上の発熱や風邪の症状などがみられるときは自宅待機とするなど、適切に対応すること。

11 その他

常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。

12 本仕様書の解釈

本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は公社と協議して決定する。

13 担 当

東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉町ビル9階
事業戦略部経営戦略課 事業革新係 ロボット導入・活用支援担当
電話 03-5822-7250